

本日の会議に付した事件

令和6年第4回山元町議会定例会（第4日目）

令和6年12月12日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 提出議案の説明
- 日程第 3 報告第11号 専決処分の報告について（物品購入契約の金額の変更）
- 日程第 4 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）
- 日程第 5 議案第47号 山元町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第48号 山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第49号 山元町農村集落多目的センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第52号 令和6年度山元町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第53号 令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第54号 令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第55号 令和6年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 同意第 2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第56号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第57号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第58号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第59号 令和6年度山元町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第60号 令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第61号 令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第62号 令和6年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第63号 令和6年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 委発第 3号 山元町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第24 委発第 4号 山元町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第46号 山元町学校教育基本条例（委員長報告）
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第27 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから、令和6年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君） 日程第 1． 会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第 1 2 4 条の規定により、6 番渡邊千恵美君、8 番品堀栄洋君を指名します。

議 長（菊地康彦君） これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりでありますのでご覧願います。

これで、議長諸報告を終わります。

議 長（菊地康彦君） 日程第 2． 提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に追加で提出された議案 8 件の説明を求めます。町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君） はい、議長。皆さん、おはようございます。

令和 6 年第 4 回山元町議会定例会に提出いたしました追加議案の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第 5 6 号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、令和 6 年 1 月 2 9 日付で、公務員の給与改定に関する取扱が閣議決定され、地方公務員の給与を人事院勧告の趣旨を踏まえ、適切に見直すよう要請があったことから、職員の給料月額等の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 7 号山元町特別職員の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、2 点の事由により所要の改正を行うものであります。

1 点目は、特別職手当の改正となっており、職員の給与改定に準じ、特別職の手当について改定を行うものであります。

2 点目は、さきの議会全員協議会においてご説明いたしましたとおり、職員の公文書偽造、偽造公文書行使等の不適切な事務処理が判明したことを受け、管理監督者としての責任を重く受け止め、町長、副町長の給料減額を提案するものであります。このたびは大変、本当に申しわけありませんでした。この場をお借りいたしまして、改めて心よりおわびを申し上げます。

続きまして、議案第 5 8 号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、改定する特別職の手当との整合性を図るため、議会議員の手当について、改定を行うものであります。

次に、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第 5 9 号令和 6 年度山元町一般会計補正予算（第 4 号）案から、議案第 6 3 号令和 6 年度山元町下水道事業会計補正予算（第 2 号）案については、いずれも人事院勧告の趣旨を踏まえた条例改正に伴い、職員等の人件費を増額するものであります。

以上、提出しております追加議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案の細部につきましては、さらに関係課長等に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜われますよう、お願いを申し上げます。

議長（菊地康彦君）以上で追加提出議案の説明を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第3．報告第11号を議題とします。

本件について報告を求めます。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。それでは、報告第11号専決処分の報告について、ご報告申し上げます。

提案理由でございますが、物品購入契約金額の変更に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

2枚目の専決処分書をお開きください。

契約の目的は、令和6年度山元町町民バス車両購入事業。契約金額は2,479万4,175円。61万3,009円の減となります。

契約の相手方につきましては、株式会社ナルケ自動車であります。

資料No.1、議案の概要をご覧ください。変更のあった部分についてのみ、項目及び内容を申し上げます。

初めに、2の契約金額についてですが、現契約額は2,540万7,184円、変更契約額及び減額につきましては、さきに申し上げたとおり記載の額となります。いずれの金額も消費税を含む金額となっております、2.4パーセントの減となっております。

次に、物品の概要、変更分と7の変更理由につきまして、関連がございますので併せてご説明いたします。まず、1点目、外装（塗装）についてですが、受注者と外装方法について協議したところ、一部塗装及びフィルム貼り施工による方法の提案がございまして、当初見込んでおりました全面塗装と比較し、より安価でかつ遜色ない外装が可能ということから、この方法を外装範囲の調整と含め採用したことによりまして、減額となったものでございます。

次に、2点目。追加装備についてでございますが、こちらは運行管理事務所と運行中の車両相互間の連絡手段として、GPS付の車載無線機器を今回購入する車両4台に各1機装備するとともに、事務所側にも事務所用の無線機器及びGPSモニターを配備するために、機器及び取付一式に係る経費を増額したものであります。今回購入車両につきましては、主に予約運行型、現行のデマンド型運行に使用することとなりますが、発注時点におきましては、別途、各種機能を備えたAI活用型システムを導入することも検討しておりましたので、当初仕様には連絡用の通信設備は見込んでおりませんでした。AIシステム導入はもろもろ再検討が必要と考えまして、一旦保留としたことで本契約において連絡用の機器を追加で装備したものでございます。

以上、2点の増減によりまして2.4パーセントの減となったものです。

以上で報告第11号の報告は終わります。

議長（菊地康彦君）報告第11号専決処分の報告についてを終わります。

議長（菊地康彦君）日程第4．承認第11号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、承認第11号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和6年度山元町一般会計補正予算について、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。専決処分書になります。

令和6年度山元町一般会計補正予算は、急を要するため、地方自治法の規定により令和6年10月9日付で専決処分したものでございます。

さらに、もう1枚おめくりをお願いいたします。

令和6年度山元町一般会計補正予算専決第1号になります。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ1,733万8,000円を追加し、総額を84億5,719万6,000円としたものでございます。

補正の内容であります。去る10月27日に執行されました第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に要した経費となります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。6ページをお開き願います。

2款総務費4項選挙費3目衆議院議員総選挙費になりますが、主な予算についてご説明いたします。1節報酬になりますが、選挙管理委員会開催に伴う委員の報酬に加え、投票所における投票事務及び開票事務に従事いただきました管理人や立会人への報酬として、102万8,000円を増額したものであります。3節職員手当等ですが、選挙管理委員会事務局を併任しております総務課職員をはじめ、期日前投票や投票日当日の選挙事務に従事しました全ての職員の時間外勤務手当等として、676万2,000円を措置したものであります。次に、11節役務費になりますが、総額で228万9,000円を措置しております。主なものとしまして、まず、通話通信料であります。各投票所に設置しました臨時電話の架設費用ですとか通話料になるものです。次に開票集計システム等設定点検手数料については、開票事務に用いる集計システムの設定ですとか、投票用紙自動読取機の点検等に要する費用になります。郵便料につきましても、入場券発送に要する費用ですとか、不在者投票の返信に係る郵便料になります。12節委託料ですが、総額で128万3,000円を増額しております。このうち、ポスター掲示場設置・撤去業務委託料については、町内58か所に設置したポスター掲示板の設置及び撤去に要する委託料になります。17節備品購入費であります。開票作業で使用する計数機や分類機について、経年劣化により開票作業に支障を来していることから、機械更新のための費用として481万8,000円を措置したものであります。具体には、計数機4台、分類機1台を整備したのになります。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。5ページにお戻りをお願いいたします。

15款国庫支出金3項委託金1目総務費委託金ですが、このたびの選挙執行に係る委託金として、国から1,167万6,000円が交付されるものになります。

19款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金であります。財源調整としまして、財政調整基金から566万2,000円を取り崩すものであります。この結果、今回の補正による取崩額の累計ですが、7億6,551万1,000円となっております。

以上が、承認第11号の説明となります。よろしく願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから承認第11号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。承認第11号は原案のとおり承認されました。

議長（菊地康彦君）日程第5. 議案第47号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第47号山元町課等設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、行政組織機構の再編に当たり所要の改正を行うため、提案するものであります。

資料No.3、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1の主な改正内容ですが、組織機構の再編に伴う改正として、条例第1条及び第2条の改正を行うものです。第1条では、現在の企画財政課内のDX戦略推進班を独立した課とし、全庁的に事業を推し進めるためデジタル政策推進課を設置するものでございます。次に、現在の保健福祉課を地域福祉課と健康推進課の2つの課とするものです。後期高齢者医療、介護保険制度の被保険者増加等、多岐にわたる業務に対応するため、現在の保健福祉課を分離し各種事業をより特化させ、行政ニーズに応えるとともに、特別会計等の分離等により業務の平準化や、職員の負担軽減を図るものでございます。次に、現在の農林水産課、建設課、上下水道事業所及び東部地区整備室に企画財政課の財産管理を含めた業務を再編し、産業観光課、建設水道課、施設管理課の3課体制に再編いたします。産業観光課は、現在の農林水産課政策推進班と商工観光交流課を併せた業務を担います。建設水道課は、現在の建設課施設整備班及び都市計画住宅班並びに上下水道事業所が担っている業務を担うものとなります。施設管理課は、現在の農林水産課機能保全班の所掌事務に東部地区整備室の農用地及び非農用地に関する業務を追加した業務、さらには、現在の建設課施設管理班の所掌事務及び企画財政課管財班の財産管理業務を担います。上下水道事業所が担っていた業務は、それぞれ建設水道課において企業会計班と上下水道班として所掌事務を引き継ぐものいたします。

以上が第1条の主な改正内容となります。

新旧対照表をご覧ください。

次に、第2条の改正内容です。総務課の広報業務を企画財政課に移管し、広報広聴業務全般を担うものいたします。企画財政課の公有財産に関する業務については、役場庁舎の管理を企画財政課に残し、その他の公有財産に関する業務は施設管理課に移管します。また、電子計算システムに関する業務については、新設のデジタル政策推進課が担い、自治体DXに関する業務全般を担うものいたします。現在の保健福祉課は、地

域福祉課と健康推進課の2課といたします。地域福祉課は社会福祉、障害福祉、高齢者福祉、被災者支援、介護保険に関することなどを所掌いたします。また、健康推進課は国民健康保険、後期高齢者医療、健康増進、保健衛生に関することなどを所掌いたします。

次に、農林水産課、商工観光交流課、建設課、上下水道事業所については、これらの部署と東部地区整備室が担っている所掌事務を加えた業務を、産業観光課、建設水道課、施設管理課の3課に再編します。産業観光課は、農林水産課が所掌していた農業、林業、水産業に関することに加え、商工観光交流課が所掌していた商業及び工業に関すること、観光、企業誘致、雇用及び労働に関する事務を所掌いたします。建設水道課は建設課が所掌していた道路橋梁及び河川に関すること、都市計画、建築行政に加え、上下水道事業所が所掌していた山元町公営企業の設置等に関する条例第1条に規定する事業、浄化槽事業に関する事務などを所掌いたします。施設管理課は、農林水産課が担っていた農業施設、林業施設、水産業施設の管理に関する事務を所掌するほか、建設課が担っていた道路橋梁及び河川の管理に関すること、町営住宅に関すること、山元東部地区の農地・非農用地を含む公有財産に関する事務を所掌いたします。また、本条例の条文にはございませんが、建設水道課及び施設管理課に土木技師を集約することで、災害時の指導体制の強化や機動力を発揮しやすい環境を整え、災害復旧室を設置し、兼務辞令を発令したいと考えております。

なお、施行期日は令和7年4月1日とするものです。

以上で、議案第47号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。まず、1点目、お尋ねします。農林水産のところに今度は商工観光交流とか入るわけなんです、農林水産業は、山元町の基幹産業である農業、そして、林業、水産業がもちろんです。第一次産業の担い手育成、そしてまた、今、山積している東部地区、まだ終わったとは言っても、まだまだ課題が山積していると思います。そして、主要産業である農林水産の生産性やら何やら、そういうものをきちっとして、生き残るためのまちづくりには私は必要不可欠と思うんですが、その辺の考えについてお尋ねします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今の岩佐孝子議員の質問にお答えいたします。

決して現在の業務を少し減らすとか、そういったものではなくて、課の体制を強化して、少し協力体制も整えるということで、業務量については特に変更は考えておりませんので、その辺についての課題は解消できるものと考えております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。基幹産業という部分に、私は非常にあれなんです、そしてまた、産業観光課としまして、ようやくこの数年来、震災遺構、そして夢いちごの郷、茶室、そういうところを整備しながら来て、交流人口も増えつつある、増加してきているというところで、町の魅力を発信しながらより多くの、その交流人口を増加するとともに、移住定住というところまでつなげていくとすれば、商工観光交流課というのは外すべきではないと思うんです。そしてまた、企業誘致、雇用の労働制、働くところがなければここに住もうというものにはなりませんので、その部分、一緒くたにするのではなく、今までのメリットという部分も、人数削減とかという部分だけではなく、そう

いうところからしても私はそのまま商工観光課、ようやく日の目を見て、町のPRが少しずつできているなという思いからあるんですが、なぜ、そこをわざわざというところではありますが、その辺について、ご回答願います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。産業観光課と現在の農林水産課、商工観光交流課の関係ですけども、決して職員の数を減らすという取組ではございません。かえって、現在の農林水産課の部分と商工観光の連携を取りやすくてできるというメリットがあると考えておりますので、こちらの現在の農林水産課、商工観光交流課、あと、建設課も含めてこの辺の協議もしていただいて、そういったメリットが生かせるというところがございましたので、産業観光課という組織再編に至ったものでございます。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。商工観光交流課ができてから何年でしたか。その辺、確認させてください。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。令和元年にこのような組織になっていますので、今が6年目となっております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。交流人口の増加ということ、そしてまた、企業誘致、雇用というところに力を入れようということで、商工観光交流課というのをようやく6年、5年、6年過ぎてようやく目に見えて交流人口も増えてきたのではないかと私は思っています。そういうことからしても、わざわざ今までそんな3年、5年、そんな感じでのスパンでの組織編成というのは、もう少し熟慮する必要性があるのではないかと思ひから、今、質問させていただいているんですが、その辺についての町長の考え、お聞かせください。

町長（橋元伸一君）はい、議長。岩佐議員おっしゃるとおりで、元年に商工観光課というのを作って、いろいろと交流人口、あとは、先ほど意見いただきました農林水産課に関しては、基幹産業ということで、夢いちごの郷を見ていただくと、そこがうまく融合されて、今、すごく本当にいろいろな方の協力を頂いて上向きでいっているわけですけども、この5年の中でそういういろいろな部分でプラスになる部分がどんどん出てきています。その中で、業務が時期によったりして偏ったりする部分があります。そういうこともあって、先ほど課長からも説明あったように、まずは効率化、あと、連携を取りやすくする。連携を取ることで、先ほども言いました、人を減らすのではなく業務量もプラスになってきているということは、部分的には増えてたりもしていますので、そこをお互いに補えるようにということで、関係課とかいろいろな部分で、今回は相当の回数を重ねてこの組織機構改革に取り組みましたので、本当に数えきれないぐらいの会議を何回も開いて、それで関係課、いろいろな部分で話し合いをして、それで見直し見直しを何回もやっている中で、今回、こういう形にさせていただければ。先ほども言いましたように、農林水産課と商工観光課だけではなく、そこに建設課なり何なりの関わる部分も含めて協議をしてもらって、どういう形を取る。確かに、人を増やせばいいんですが、簡単になかなか一気に増やせるというものでもありませんので、今いる人員の中で、どうやって効率よく、そして連携を取って、うまくやっていくかということ考えた末に、このような形を取らせていただきました。5年たったということが、5年しかなのか、その年数の見方はあると思うんですが、今回はマイナスの分ではなくプラスになったことによって、よくなってきたことによって、さらによくするためにこういう形を取ったらいいのではないかとということで、この組織機構改革ということで、全体の形を取らせて

いただきましたので、何とかこれでご理解をいただいて、ここからまた何年かたったときにその状況の中でいろいろとまた変わる部分も出てくるとは思うんですけども、現状としてはこれが一番最適だと判断をして、このような形を作らせていただきましたので、何とかご理解をいただければと思います。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。もう1点、お尋ねします。先ほどの説明の中で、建設水道課、その部分なんですけど、土木職というか専門職が不足しているのではという説明がありましたけれども、これから上下水道の部分については、インフラ整備、水道管などの老朽化に伴うインフラ整備が非常に私は大事になってくる課題になってきて、課題になっていくものだと思っております。それで、今後の計画に向けてのということを考えてならば、そこは一緒にではなく何のためにこの企業会計にしたのか。そういうことも含めたならば、震災災害のときにとおっしゃっていましたが、災害のとき、まさに非常事態ですので、そこでお互いに人員の配置とか何かという部分は、その際には課を超えながらということであれば、組織再編ということではなくてもその辺は私は今までもずっとやってきた経緯があるので、そうできるのではないかなと思うんですが、わざわざ企業として上下水道課を独立させたにもかかわらず、なぜこれを一緒にするのが理解できないのですが、その辺、説明願いたいと思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいま、岩佐孝子議員が前段でおっしゃったように、まず、大きな背景として土木職の全国的な不足が挙げられます。山元町でも、募集をかけても土木職の応募がないというのが何年か続いておりますし、そのような状況下において任用外とかで何とか確保している状況にあります。そういったところを打開したいという現課からの提案がまず一つ。確かにそのとおりでございます。今年度においても、今のところ応募がない状況があつて、追加募集を今、かけているところでございます。まず、建設水道課にした背景ということについては、今、おっしゃったように、上下水道事業所のときのよう、別々にしたほうが会計上もはっきりできるかとは思いますが、まず初動体制、あと、水道会計においては技術管理者という者を置かなければなりません。現在、庁内には2人おるんですけども、1人が管理職ということもあつて、実際、1人の者が現場に行くことができる者しかおりません。今現在、その育成を図っているところでございますので、建設水道課にすることで、次の水道の技術管理者を育成できる体制が整うということと、あと、将来的に老朽管の更新とかという話もありましたが、今後、そういった老朽管更新を重ねていくと、下水道も含めて上下水道料金の改定時期がいずれ出てくるかと思っております。そういった際に、建設水道課にすることで管理職分の人件費を経費削減、1名に至らなくても0.5人とか削減できる効果もございます。そういったこともトータル的に考えて、建設水道課という提案がございました。近隣自治体の例を見ても、同規模の人口の丸森町であったり川崎町、村田町なども建設水道課という体制を取ってございますので、このような体制でできるのではないかなということ、建設水道課という提案になった次第でございます。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。私引っかかっているのは、専門職というところなんですけど、専門職が足りない、不足だということなんですけど、一般職で入庁したとしても、その中で育成を図りながら全体的なものを全体的に職員の資質向上なり何なりという部分も私は必要だと思うので、最初から一番いいのは、専門的なところで勉強してきた方は必要だとは思いますが、でも、水道もそうなんですけど、土木なども実際やっていて分かってき

て勉強して資格を取得している職員も結構おりました。いるはずです。そういうことをして、職員全体で勉強しながらということも考えますと、わざわざというか一生懸命今からやって課題に向かっていかなければならないところに、一緒に一緒にたにしていいいのかという疑問があって質問させていただいております。回答ができなければ結構です。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今の質問の中で、一般職で入った職員をそういった部署に置いて土木職にと、過去にあったということですが、今、建設課にいる職員の中でも一般職で入って、建設部局に従事が長くて、本人の資格も取ったということで土木職、任用替えをしているケースもございますので、我々ももちろんそういったことも念頭に置いて、今後の人事には生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）そのほか、質疑ありませんか。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。今回の行政組織機構の再編を考えるに当たり、基本的には現状を分析し、今後、将来に対する対策という観点から組織の再編を考えたいと思いますが、今後のまちづくりで重要な項目、課題であります人口減少対策について、どのように考え、そして、その結果、どこの所掌分掌が今後これを担当していくのか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。人口減少という観点から、定住のことで申し上げますと、子育て定住推進課が主な業務を担うかと考えております。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。子育てだけで事足りるという判断で、今回の再編に当たってきたのか。例えば、今回、地域福祉課とか健康推進課に分けた、これは高齢化対策なんだろうと思いますが、それ以前に少子化、人口減少の一番大事なところは少子化、婚活、そのところに焦点は合せた再編を考えなかったのかどうかについて、町長はどのようにお考えですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。少子化について、一般質問でもいただきましたけれども、少子化に関しては最重要課題だとは考えております。ただ、子育てが中心となって動くわけですけれども、全てがそこだけではなく、ほかにも多少関わりは出てきます。定住とかそういう部分であれば町民生活課等も関わってきますし、先ほど来、今回の再編についてですけれども、水道に関してもある一定の人件費の部分もあったりいろいろありますが、どうしても人口減少ということがあると、なかなか予算的な、財政的な部分にも大きく関わってくる部分がありますので、そういうことも含めて、まず、子育てを見なかったわけではなく、現状の中で今後も対応していける。いつも言っているように、ほかの課とも連携を取りながらやっておりますので、今回の組織再編は今いる人員の中で、そういう中でどう連携を取って、効率化を図って、仕事の平準化、そういうことができるかということを、各担当課の中でも何回も話をもんでもらって、それでこういう形で作らせていただきましたので、先ほども一番最初にお答えしたんですけれども、これで今回はスタートを、再スタートといいますか、新たな形でのスタートを切らせていただければと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。人口減少対策は喫緊の課題で、庁舎を挙げて総合的に施策を講じていく一つの大きな課題だということで、全庁を挙げてやるという理解でよろしいかどうかだけ確認をいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。人口減少、結局、今現在、各市町村でいろいろ手立てを尽くし

ながら、人の取り合いみたいな形になっているわけですが、各自治体でいろいろ競争し合って。ただ、そうではなく、貞悦議員がおっしゃるように、プラスで考えると、結局はできるだけ未婚率を下げて、そして定住者を増やすというところに力を入れていこうと思っておりますので、これは言われなくても最重要課題の中に入るものだと思いますので、常々、そういう定住促進、そういうところには目を向けながら政策はやっていかなければいけないとは考えております。

議長（菊地康彦君）ほかに質疑はございませんか。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。それでは、伺います。デジタル政策推進課のことについて伺いたします。今朝の河北新報の朝刊によりますと、小さな記事でしたけれども、システム標準化22パーセント、402の自治体が間に合わずという記事を、私、見てきたところでございます。これは全体の22パーセントに当たる402の自治体が、2025年度末までの期限に間に合わないと回答したことが、11日に分かったということなんですけれども、我が町においてはいかがですか。

議長（菊地康彦君）質問の内容が、ちょっと再編と違う。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。所管課ですので、私からご回答申し上げます。実は、この標準化、共通化を進めるに当たりましては、前回の議会でもちょっとお話ししたことあるかと思っておりますけれども、全国1,788の自治体が一斉に取り組むものですから、これが来年度いっぱいまで完結するかというものについては、これは当初から、我々地方自治体からするとなかなか厳しいよねというものはありました。それは、一つは我々地方自治体職員の労力だけではなく、もう一方は、システムを導入するシステム会社というものに限られてきていますので、それが一気に1,788の自治体に入ろうとしたときに、しょせん無理な話なんです。これを踏まえて、2か月3か月前の、これも全国の記事なんですけれども、某大手の会社が今現在請け負っている400の自治体について、期限内には無理ですというものを発表した経緯があるんです。今、高橋眞理子議員おっしゃったように、我が町でも、今、非常に苦慮しています。標準化、共通化に関しましては、大きく分けると住民基本台帳に関連するものと、あとは、福祉施策に関連するもの、大きく3つの項目に分かれます。我が町の進め方としては、年明け、全協等々でお示ししたいという考えではございましたけれども、戸籍に関連するもの、あるいは、福祉施策に関連するものについては、令和7年度中に完結するという見込みで立てております。住民基本台帳に関連するものについては、令和8年度着手ということで考えております。そこで一番ネックになってくるのは、国は当初、令和7年度中に完結しない場合は、補助金等々は交付しませんという方針で進めてまいりました。ただ、一方では、冒頭申し上げましたとおり、1,800、1,900の自治体がやれるわけがないというものがようやく気づいて、最近になって、令和8年度以降でも財源はきちんと手当てしますという通達が来ておりましたので、予算面からすれば、そこはクリアできるのかなと考えております。ただ、この作業には非常に膨大な労力を要しまして、我々が今所管しておりますけれども、実際は各課におけるシステムの改修等々が入ってきますので、実際、苦勞しているのは現課、各課の職員が通常業務をやりながらそちらをやるということで、今、進めているんです。そういったこともありまして、今回、新たにこの課というものを設置する。恐らく、先ほど伊藤貞悦議員の質問の中で、少子高齢化という話がありましたけれども、ますますこの少子高齢化でしたり、あるいは人口減少社会とい

うものが続く中で、進展する中で、デジタルの力を活用しないと行政サービスそのものも立ちいかなくなるだろうということもありましたので、今回、このような課を設置した。本題に戻りますけれども、我々の進め方としては、3つの項目のうち、2つに関しては令和7年度中に完結させる。ただ、業者の確保もなかなか厳しいというものがあって、1業務のみ令和8年度からの着手ということで進めてまいりたいと考えております。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。今、課長のご説明で町のこれからの今後の進む体制なども承知したところでございます。これは以前にも伺ってはございましたけれども、今回のこの記事を見て、つくづく、そして、そのデジタル政策推進課というものを設けたという理由もあるのだなと思ったところでございます。そして、これによりますと国もすぐく無茶なことを、いろいろなことを主張を我々のような小さな自治体にも向けてくるんだなということがつくづく分かるのです。多分、そのこともありまして、今度、これを見ますと自治体への支援費用として、国が積み立てる基金の設置年限も30年度末までに延ばす方法で検討しているとか、あとは、30年度末の実現を目指すとかと期限を延ばしていつていますので、これは国も分かってもらいたいし分かってくれたのだなと感じたところでございます。我が町も令和来年度からの新しい課に対しては一生懸命頑張りたいと思います。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。今、高橋眞理子議員がおっしゃったとおり、ここで国のことを言うのは、私はあれなんですけれども、おっしゃるとおり、期限付きで全国の自治体が一斉にやれるわけがない。需要と供給が全くバランスが崩れているということが、ようやく気づいていただけて、それで期限を延ばしていただいた。その背景には、全国の、例えば、橋元町長もそうなんですけれども、首長の国に対する要望等々にもそういったものについて上げています。末端の自治体としてはなかなか厳しい状況にあるので、国としてもそういったところは考えていただきたいという、これは山元町だけではなく全国の自治体からの悲痛な叫びというもので捉えていただいて、今回、こういう制度の改正に至ったと思っておりますけれども、我々としましてはきちんと向こう2年、3年の進行計画を立てましたので、それに基づいてきちんと進行管理をしながら、来るべき年度に備えてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

議長（菊地康彦君）そのほか、質疑ございませんか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の改正内容で、保健福祉課を2つの課に分離するということは、駆け足で進む高齢化の進展、あるいは、医療費の削減なり健康寿命の確保、延伸という命題からして大いに理解できます。ただ、先ほど隣の同僚議員からもシビアな問いかけがございましたけれども、私も次の展開がありますのでちょっと重複する部分がありますけれども、あえて延べさせてもらいたいんですが、農林水産課と商工観光交流課を産業観光課として集約一元化するというのは、私も理解に苦しみます。というのは、人口減少、少子高齢化がご案内のように駆け足で進むわけでございます。そういう中で、持続可能なまちづくりに向けましてどこに活路を見出すのかとしたら、それは紛れもなくにぎやかな過疎の実現にはほかならないと強く思うわけでございます。つまり、基幹産業の農業をベースにして2次、そして3次産業での雇用を確保する。さらには、いかに交流人口を確保して、にぎわいと活力が感じられる地域社会を実現するか、そのことが問われているんだろうと思います。そのためには、関連する業務を担う部署の拡充は、これは不可欠であります。しかし、それに逆行するかのごとく、今回の組織の再編、産

業関係部署を産業観光課として集約一元化するという事は、問題がございます。また、これについては先ほど、町長なり総務課長からお答えいただいておりますので、そのことについては確認はしませんけれども、その中で確認したいのは、決して集約することで部署の人数が減るわけではないという部分がございますね。しかし、2人の管理職を1人の管理職にするわけです。その辺も含めて、人を減らさないという理解でよろしいのでしょうか。まず、確認します。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。人数の面で言いますと、班の人数は減らさないということで検討はしておりますので、確かに管理職ということから言うと、現在の農林水産課と商工観光交流課、あと、建設課長、上下水道事業所、これに東部地区整備室も含めますので、5つの課・室が3つの課に再編になるということを考えますと、管理職は2名、個々の部署だけで減るということになりますので、管理職で言えば確かに減ることにはなりますが、班の人数は減らさない検討はしておりましたので、その辺で体制という、班員の数ということから言うと減らないという考えではおりました。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまの回答では、結局、1か所はたしか兼務されているわけですから、実質2人の管理職が1人になるわけです。その分は再編された新しい課では、全体としては減るわけです、管理職の分は。そうですね。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。管理職の数としては、確かに減る計算にはなりますが、課の数は確かに減る計算にはなりません。課の人数と言われると、なかなか全体で見ていたものですから、全体の職員の人数はもちろん減らさない形で検討はしておりましたので、細かいところは、採用人数も今のところ確定していませんので何とも言えませんが、全体の職員数としては減らさないということで考えております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私のお尋ねしたいのは、再編後に管理職を含めて総体の新しい課の人数が減らないんですかという確認で、今の説明だとどうも減るんですね。私が危惧するのは、先ほど町長なり課長からお答えいただいたように、これまでの分散した今の商工交流課、ここでは1人の課長がしっかり采配を振るえる、そういう体制が整っているわけです。それを、今度、1人の課長が管理職が、大きな所帯をということになると、これはなかなかきめ細やかにというわけにはいかないわけです。私、そういうところを危惧しての確認をしているわけです。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。説明が不足したところがあるんですけども、現在の農林水産課のうち、機能保全班については施設管理課のほうに移管されますので、完全に今の農林水産課と商工観光交流課の2つが一緒になるというイメージではないので、その辺は説明が不足していましたので、申しわけございませんでした。農林水産課のうち、現在の政策推進班と商工観光交流課が1つの課になるというイメージでございます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。あまり細部には入りたくないと思ってあれしたんですけども、私言っているのは、ここにいる課長の管理職がどうのこうのではなく、産業関係の管理職が減ると、1人の管理職に負担がかかってしまって、なかなか従来どおりの対応というのが難しくなりますよね。そうすると、産業関係の進行、厳しくなりますよねとそういう懸念があるということです。

関連して次の確認に移りますけれども、今回の産業関係部署の集約一元に際して、密接な連携が必要な県の産業関連部署との関わりというのは、どの程度認識されて、決断されたのかお伺いいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。細かいところは検討委員会での議論というよりも、今回、再編されます産業観光課と建設水道課、施設管理課、こちらの新しく3課になるところの現在の管理職の方で、集中的に議論していただいて、現在の農林水産課の政策推進班の部局と商工観光交流課の連携がとりやすくなるという形での議論の結果と受け止めておりますので、細かく県の担当部署のやりとりという報告までは私、委員会では報告は受けていませんが、その辺も含めて検討いただいたものと認識しております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私、改めて今回の提案に際して確認しましたが、再編後の産業観光課として関わりを持つのは、中央機関、ご案内のとおり、この管内を所管するのが仙台地方振興事務所です。これをはじめとして、本庁関係で言うと、現在、農林水産課が対応している県の農政部、これは12の課があるんです。それから、水産林政部は8課あって、農林水産課が今対応しているのは県20課、これが今の商工観光交流課が関係する県の経済商工観光部14課、合わせると本庁34課に振興事務所1所、35ですか。仮に、そこから農政部なり水産林政部の技術部門の課を除いたにしても28課1所となるわけです。これほどの数の関連部署を、一定程度確認をして、検討されないと、先ほど、私、懸念を示したように、今度新しくそこの大所帯の県の関連部署と責任を持って対応しなければならない管理職の責任、あるいは、課の采配、大変だと思うんです。その辺のご認識を、改めてお伺いいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今回の再編に当たっては、本町だけでの過去の再編の動きだけではなく、近隣自治体の組織も参考にしながら検討を進めておりますので、例えばですけれども、先ほど、岩佐孝子議員の質問の中でも答えましたが、今回の齋藤議員の商工観光と農林水産部門の話で申し上げれば、同じ人口規模である蔵王町なども商工と農林部門が一緒の課であるということも確認しておりますので、そういった近隣自治体の例なども参考に検討してまいりました。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、いろいろな関係で近隣なり県内の自治体なり、参考にすべきところというのは、それは理解できるんですけれども、先ほど来から同僚議員も指摘していますように、町の置かれた状況、これから取り組むべき課題命題、何なのかというところに照らし合わせたときに、果たしてそうなんでしょうかという懸念があるということでございます。

その上で次の関係に移りますけれども、もとより組織再編というのは、ご案内のとおり、その時々行政需要なり未来を見据えた問題解決に向けて、限られた人材、マンパワーというものをいかにうまく配置するか。そうした中で、いかに組織目標を、目的を達成するかということだと思っております。そんな中でちょっと違和感を覚えたことは、今回提案されている課設置等条例には含まれない、室の取扱なんです。あえてお話しさせていただきますけれども、事前説明があった災害復旧室を常時設置することなんですけれども、九州のような台風常襲地帯で、年間を通した災害復旧対応を余儀なくされるのであれば、これはそういう自治体、市町村ならいざ知らずなんです。ただ、本町のように比較的災害の少ない、気候温暖、東北の湘南と言われるところで、被害の規模も中小程度だとそういうところで、単任部署をあらかじめ設置する、これはそこまではいかがなものかなと思うんです。もちろん、大震災を経験した危機管理意識を発揮されての問題意識、対処ではなかるうかなとその辺は多とするんですけれども、次善の策として組織に関係する規則なり地域防災計画があるわけでございますので、その辺にあら

かじめ必要な内容を盛り込んで、いざというときには、それに沿ってやるということであれば十分だと思うんですが、あえてお答えいただけますでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいまの齋藤議員の質問については、以前の全員協議会などでも質問されておりました、その当時から、災害時の初動体制の強化や機動力を発揮しやすい環境を整えたいということで説明申し上げました。その際に、全国でそういった例があるのかということで、さらに確認をしたところ、栃木県のある自治体では危機管理課との併任辞令ということで、40名を超える併任辞令を出しているということも確認はしておりましたので、こういったものも参考に設置は引き続き検討しているという状況でございます。

議長（菊地康彦君）そのほか、質疑ございませんか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今回の提案は大きな改革といいますか、再編というこの間たびたび私意見もしているんですが、その際の町の考え方、姿勢、明確に示した中で再編しているのであろうと思います。非常に苦慮したのかな。私も懸念あります、若干。でも、例えばこの上下水道、私の上下水道の独立からの町長部局併合といいますかにしたのは、今、上下水道の動きも県の中で国から県から、あるいは外国、国際的に言うと今まで独立したのがまた戻さなければならないという動きの中で、宮城県もそういう動きが見える中で統一化とか何とか中で、町全体で対応すべきものということで、町長部局に併合したのかなと受け止めれば、これも仕方ないのかなと思っている。そういう町の考えしっかりした中でなっているのだったら、あつという間にいろいろの課の設置で分かるたび、くつついたりというのが先ほども出ました。限られた人数の中で対応しなければならないということで、これまでもたびたびありました。1つの課でなかなか対応できた小さい町だから、なかなか時間が足りないということで、これとこれは結びつくのではないか。プロジェクトなんだ、そういうチームを作ってやるべきだろうということも、その辺の町の感覚ががちりしていれば、とにかく小さい中、小さい人数、職員の中で対応しなければならない。この前も言っていますけれども、業務量、どんどん増えてきている。先ほども出ました、新たに難しいいっぱい頭使うんだべな、という思われるデジタル政策推進課ですか。それも新たに増えている。新たな仕事が増えているという中で、しかしながら、限られた員数、皆さんも大変苦慮した中でこういう組織というか、作っていると思うんです。ですから、多分100パーセントのものではないという懸念があります。私もあります。ですが、しかしながら、併せて言うとそういう状況の中での再編ですから、これは町の考えをしっかりと持って、そして、相談と言ったらおかしけれども、いろいろそのときで出た問題が出てきたんだときには、意見交換なり何なりして、そしてその都度、固めていくということが必要であろうと思うので、その辺の町の考えをどうかということを改めて確認したい。この内容で取り組むに当たって、その辺の町の考えを出していただければと。

町長（橋元伸一君）はい、議長。ただいま、遠藤議員から質問がありました。委員からその言っているとおりです。先ほども齋藤議員からもありましたが、結局、2つを統合すればそれだけ大変になる。関わる部署も県の対応も多くなるしということなんですが、さっき言いましたように、1つの部署の仕事の役割をまるっきり違うほうに全部を組み込むということではなく、その中である程度分けて、この部分はこちらの課、ここの部分はこちらの課ですから、1足す1が2になるのではなく、3あるものを2つに分けて1.5

ずつになるとか、そういう部分は出てきます。そういう部分でのやりとり、そういうものを全部含めて、先ほどから、私、何回も言っているんですけども、限られた人数の中でできるだけ住民に対するサービスの低下につながらないように、そして、先ほど齋藤議員からもありましたが、持続可能なまちづくりのために長期的に見て、ただ、どうしてもその状況状況の中で何年かに1回、こういうふうに部分部分で改正をしたり何かというのは必要な部分は出てくると思います。ですので、そういう部分、今日この件に関して多くの意見を頂きました。これはしっかりと受け止めさせていただきます。私が私なりにちゃんと考えながら、職員とみんなで相談をしながら、このような形を作らせていただきましたが、気が届かないところ、そういう部分などもいろいろ意見も頂きましたので、そういう部分も含めて今後も何かあったときには皆様の意見を聞きながら、修正を加えながら進めていければと思います。今日のこの提案に関しましては、先ほど来、職員からも、それぞれの職員からも説明がありましたように、担当課の中、そして委員会の中で何度となく見直し見直しでこの1年間ずっとやってきた中で、最終的にこういう形がいいのではないかとということで、形を作らせていただきましたので、何とかこの辺、ご理解をいただいて、まずはスタートを切らせていただいて、先ほど遠藤議員言ったように、その都度、こちらからはいろいろ説明はさせていただきますので、こちらも意見としては素直に受け止めさせていただきますので、そういう形で進めさせていただければと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（菊地康彦君）総務課長から補足があるということですので。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいまの遠藤議員の質問の中で、上下水道部局が町長部局に融合されるような発言があったかと思しますので、この辺の解釈が難しいので説明させていただきますと思います。決して公営企業を担っている部局が町長部局に融合されるものではなく、公営企業部局としては残ります。建設水道課の中で、町長部局と公営企業部局が存在して、そこで建設水道課の職員が公営企業部局の業務を担うということですので、その辺は決して公営企業がなくなる、部局が、そういうことではありませんので、その辺だけ説明させていただきました。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから、議案第47号山元町課等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩とします。再開は11時25分、11時25分であります。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）日程第6．議案第48号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第48号山元町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.4の条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1の改正内容でございますが、1点目としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2が削除されましたことから、番号法を引用している条例に特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の用語を表記するように改正するものになります。新旧対照表では、4ページの第2条の定義及び第3条の個人番号の利用に係る事務が改正箇所となります。

次に、2点目としまして、マイナ保険証への移行に伴い、医療費助成の申請の際に情報提供ネットワークシステムを活用して、加入保険の情報を照会することができるように改正し、申請者の利便性の向上に努めるものであります。新旧対照表では、4ページの別表第2が改正箇所となります。別表第2の表1の町長の執行機関においては子ども医療費助成に関することを、2では母子・父子家庭医療費の助成に関することを、3では障害者医療費の助成に関することについて、それぞれ特定個人情報の取扱について定めております。

2の施行期日につきましては、公布の日としております。

以上で議案第48号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今のマイナ保険証への移行に伴い云々とあるんですが、照会することができるように改正するという内容の条例改正ということになるんだけど、この辺の中身、何がどうなのかというのは誰が誰に誰が照会するのを何が照会されるのかを確認します。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。今までこの医療費助成に関する申請につきましては、健康保険証の写しを添付していただいております。健康保険証には何割ということで、自己負担が記載されております。今後、マイナ保険証への移行に伴いまして、マイナ保険証だけでは自己負担割合が確認できなくなります。現在のところはまだ経過期間で、健康保険証も利用できますし、資格確認書でも確認できます。あとは、スマートフォンとかをお持ちであればモバイル端末にログインしまして、そこから負担割合を確認できるということになります。今回、この改正をすることによりまして、マイナンバーカー

ドを提示していただくことによりまして、その権限が町で委ねられるというか、町の職員が健康保険証とあとは自己負担割合を確認するという事で、申請者本人の利便性の向上につながるということでの改正となっております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。システム上はそういう便利になるということになっているようですが、今、世の中見てみますと、このことによって生まれている問題が出てきて、今の説明では町職員が云々という話なんですけど、これも多分、新たな事業に代わるのかと思うんですが、一步間違えるととうとう大変だというのが世の中の受け、今の話だと自己負担、マイナンバーだと自己負担が分からないというのもおかしい話だと思うんですけども、その前にいろいろシステム上のそういう懸念を持っている。絶対と言うとうまくないけれども、また、そのことによってまた不祥事というか、不祥事ということに事務処理ミスとかというのがそういう対象になっていなければいいんです。そういう懸念は持っているということも私も全体をよく分かって言っているつもりでないから、疑問も含めながらの確認なんだけれども、ということと、あと、今、移行期ということでこの前の広報を見ますと、廃止されますというのがぼんとあって、その後、よく読んでみると最後のほうで私を含むお年寄り世代、最後のほうまで読まない人、結構多いとこれは思います。廃止されるということはもう使えないんだということで、おろおろするそういう関係者もいるのかなという不安、懸念もあります。その辺をしっかりと対応取って、こういうこともきっかけとかにして徹底して被保険者とかそういった対象者に迷惑負担をかけないように取り組んで組むことを求めて終わります。

議長（菊地康彦君）ほかに質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで質疑は終わります。

議長（菊地康彦君）それでは、これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第48号山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第7. 議案第49号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。議案第49号山元町農村集落多目的センター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、町有地の分合筆により地番に変更が生じたことから、所要の改正を行うため、提案するものであります。

資料No.5番、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。概要のほうで説明させていただきます。

1 番の改正内容でございます。第 3 条関係、改正箇所、内容ですが、名称及び位置ということで、今回は位置の改定になります。右側の現在の所在地、山元町高瀬字竹の内原 4 1 番地から左側の改正後、山元町高瀬字竹の内原 4 1 番地 2 というところで、変更になるものでございます。

こちらの変更理由の詳細でございますが、山元町農村集落多目的センター内の同一町有地にあるやまもと幼稚園で、来年度から新しく認定こども園が開設されるということに伴いまして、幼稚園側の安全設備としてフェンス等が設置されて、園庭が整備されるということになりましたので、センターと幼稚園側の境界を定めて、その部分で分筆登記を行ったというものになっております。

2 番目の施行期日については、公布の日でございます。

以上で議案第 4 9 号の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 4 9 号山元町農村集落多目的センター設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第 4 9 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 8. 議案第 5 0 号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第 5 0 号公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、山元町共同作業所条例の規定により、山元町共同作業所の管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、当該候補者を選定しましたので、地方自治法の規定により提案するものであります。

資料 No. 6. 議案の概要をご覧ください。

初めに、今回の指定管理者の選定につきましては、住民代表や医療従事者、福祉事業従事者の代表などで構成しております保健福祉施設指定管理者選定委員会で選定されました事業者であり、これまで管理運営してきた事業所を引き続き選定したのとなっております。

1 の施設の概要をご覧ください。施設の名称は山元町共同作業所、所在は真庭地内となります。設置目的は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

に基づく障害者サービスを提供し、社会復帰及び社会参加の促進を図るものです。施設設備につきましては、鉄筋コンクリート造り平屋建てで、事務室、多目的室、作業・訓練室などになります。

次に、2の指定管理者の指定をする団体であります。所在が山元町浅生原日向12番地1の山元町社会福祉協議会となります。

3の指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設の運営に関する業務、施設の附帯設備及び備品の維持管理に関する業務、その他としまして、共同作業場の適正管理を図るための必要な業務は、個々に町と協議することとしております。

4の指定管理期間ですが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。

以上で、議案第50号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第50号公の施設の指定管理者の指定について（山元町共同作業場）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第9. 議案第51号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第51号公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、デイサービスセンター条例の規定により、山元町デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、当該候補者を選定しましたので、地方自治法の規定により提案するものであります。

資料No.7、議案の概要をご覧ください。

議案第50号と同様に、指定管理者の選定につきましては住民代表や医療従事者、福祉事業従事者の代表などで構成する保健福祉施設指定管理者選定委員会で選定された事業者であり、これまで管理運営してきた事業者を引き続き選定したものとなっております。

1の施設の概要をご覧ください。施設の名称は山元町デイサービスセンター知楽荘、所在は合戦原地内となります。設置目的は、介護保険法に基づく在宅の要介護者等の通

所による各種サービスを提供するもので、利用家族の身体的かつ精神的負担を軽減し、老人福祉サービスの向上を図るものです。施設設備については、鉄筋コンクリート一部鉄骨造りの平屋建てで、事務室、日常生活活動訓練室、浴室などになります。

次に、2の指定管理者の指定をする団体ですが、所在が山元町高瀬字合戦原111番地11の社会福祉法人静和会となります。

3の指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設の運営に関する業務、施設の附帯設備及び備品の維持管理に関する業務、その他としまして、デイサービスセンターの適正管理を図るための必要な業務が個々に町と協議することとしております。

4の指定管理期間ですが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。

以上で、議案第51号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第51号公の施設の指定管理の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は13時10分、午後1時10分となります。

午前11時43分 休憩

午後 1時10分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）日程第10. 議案第52号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。議案第52号令和6年度山元町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

まず、今回の補正の規模であります。歳入歳出それぞれ1億1,632万5,000円を増額し、総額を85億7,352万1,000円とするものであります。

補正の大まかな内容でございますが、移住定住支援補助金ですとか空き家財道具等処分支援補助金について、申請件数が当初の見込みを大幅に上回っており、年度末までの交付見込みに対し予算が不足しますことから、係る補助金を増額するものであります。

また、障害者補装具給付費や自立支援介護訓練等給付費、子ども医療費助成事業につきましても年度末までの執行を見込みそれぞれを増額しております。なお、各科目に計上しております行政事務包括業務委託料に関しましては、最低賃金の改定に伴う増額であり、個々の説明につきましては省略しますことをあらかじめご了承願います。

それでは、歳出予算からご説明いたします。10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費及び6目の企画費ですが、指定寄附金や企業版ふるさと納税寄附金について、それぞれの基金に積み立てるものになります。20目定住促進対策費18節負担金補助及び交付金のうち1点目、移住定住支援補助金につきましても、年度末までの交付額を見込み4,960万円を増額するものになります。2点目、空き家家財道具等処分支援補助金につきましても、年度末までの交付額を見込み155万6,000円を増額するものになります。

11ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費になります。2目老人福祉費のうち、19節扶助費ですが、一定の要件を満たす高齢者が補聴器を購入する際、補助金を交付するものでありますが、年度末までの交付額を見込み30万円を増額するものになります。27節繰出金ですが、介護保険事業特別会計において介護サービス利用者の増加に伴い、給付費が不足することから繰出金291万9,000円を増額しております。3目老人福祉施設費ですが、指定管理施設でありますデイサービスセンター知楽荘について、老朽化に伴う修繕に要する経費としまして、負担金192万1,000円を計上しております。4目障害福祉費19節扶助費のうち1点目、補装具給付費ですが、障害をお持ちの方に対する補装具購入費用の一部を補助するものであり、365万6,000円を増額しております。2点目、自立支援介護訓練等給付費についてですが、共同生活援助利用者の増加に伴い、給付費に不足が見込まれることから1,636万4,000円を増額するものであります。

12ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費のうち、19節扶助費ですが、子ども医療費助成事業について、受診人数及び受給件数ともに当初の見込みを上回っており、年度末までの執行を見据え606万5,000円を増額するものであります。なお、財源の一部としまして県補助金及び過疎対策事業債を活用いたします。

13ページをご覧ください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費ですが、イチゴ団地へ入植する新規就農者を支援するための補助金となります。新規就農者支援総合対策事業補助金75万円の財源は、全額、県支出金を活用し、頑張る新人農家支援事業補助金60万円は町単独の支援となります。5目農地費ですが、安全対策が必要なため池について、計画的に対策を講じておりますが、一部の工種について増工が必要となるため50万円を増額するものです。

8款土木費4項住宅費1目住宅管理費ですが、町営住宅において、入居者の残存物を処理処分するに当たり、法定相続人が相続を放棄したため、財産清算人を選任する経費として70万円を計上しております。財源につきましては、町営住宅基金を取り崩し充当いたします。

14ページをお開き願います。

10 款教育費 2 項小学校費及び 3 項中学校費に計上しております校内 LAN 保守業務委託料ですが、小中学校 5 校における通信ネットワークについて、ライセンス料の改定により委託料を増額するものになります。

15 ページをご覧ください。

10 款教育費 6 項保健体育費 1 目保健体育総務費ですが、スポーツ少年団の活性化に対し寄附を頂戴したため、山元町スポーツ少年団に補助金 30 万円を交付し、支援するものになります。

次に、歳入予算についてご説明いたします。8 ページにお戻り願います。

16 款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費補助金ですが、歳出でご説明いたしました子ども医療費助成事業費の一部として 89 万 8,000 円が交付されるものです。4 目農林水産業費県補助金になりますが、こちらも歳出でご説明いたしました新規就農者への営農支援として 75 万円が交付されるものです。

18 款寄附金 1 項寄附金ですが、震災復興寄附金 19 万 4,000 円は財政調整基金へ積み立てます。また、77 万 9,000 円を健康増進事業の財源として、15 万円を大條家茶室整備の財源として充用し、30 万円をスポーツ少年団の活動支援として活用いたします。企業版ふるさと納税寄附金 70 万円につきましては、まち・ひと・しごと創生推進基金に積み立てるものになります。

19 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金のうち、1 節財政調整基金繰入金については、歳入歳出の財源調整として 8,801 万 4,000 円を取り崩すものです。この結果、今回の補正による取崩額の累計は 8 億 5,352 万 5,000 円となります。8 節町営住宅基金繰入金については、歳出でご説明いたしました町営住宅における残存物の整理等に係る財源として 70 万円を取り崩すものであります。

21 款諸収入 5 項雑入 1 目雑入ですが、移住定住支援補助金の返還金として 65 万円を計上しております。

9 ページをご覧ください。

22 款町債ですが、こちらは後ほど地方債の補正でご説明いたします。

続いて、債務負担行為の補正についてご説明いたします。3 ページにお戻り願います。

債務負担行為としまして、18 の事業を追加しております。いずれも令和 7 年 4 月 1 日から事業に取り組むに当たり、年度内に契約事務を進める必要があるため、債務負担を設定するものであります。それぞれの期間及び限度額については、記載のとおりとなります。

主な事業について、ご説明いたします。

町民バス運行に要する経費ですが、来年 1 月から運行形態を見直す町民バスについて、令和 7 年度分の運行業務委託に要する経費を計上するものになります。幼稚園型一時預かり事業に要する経費につきましては、町内在住の園児を対象とする預かり保育事業を委託するものになります。基幹相談支援センター事業の業務委託に要する経費ですが、障害者等の支援や権利擁護のため、これらの役割を担う機関の整備を図るものであります。

4 ページをご覧ください。

予防接種業務委託に要する経費については、生涯を通じ疾病を予防するため、定期予防接種及び任意予防接種を勧奨するものになります。各種健診業務委託に要する経費に

については、疾病の早期発見や早期治療につなげるため、各種健診の受診機会を確保するものであります。農業用施設の維持管理業務委託に要する経費から、河川等維持管理業務委託に要する経費であります。農道や町道、河川や排水路について、年間を通じ適切な維持管理に努める必要があるため、これら業務を委託するものになります。山元町立小・中学校 I C T 支援員配置に要する経費につきましては、各学校に配置した I C T 機器の有効活用を図るため、支援員を配置するものになります。

最後に、地方債の補正についてご説明いたします。5 ページをご覧ください。

まず、過疎対策事業債について、限度額を 2, 1 7 0 万円増額し 6 億 3 1 0 万円としております。こちらは、道路新設改良事業や道路交通安全施設等整備事業、山下第二小学校へのエアコン設置について、公共事業等債及び学校教育施設等整備事業債から組み替えるものであります。また、歳出予算でご説明いたしました子ども医療費助成費の財源として活用いたします。次に、公共事業等債について、限度額を 3 7 0 万円減額し 1, 2 0 0 万円としております。こちらは、ただいまご説明いたしました道路新設改良事業及び道路交通安全等施設整備事業について、過疎対策事業債へ組み替えたものになります。また、下段に記載の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債から組み替えたものになります。続いて、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債ですが、公共事業等債へ組み替えにより皆減してございます。次に、学校教育施設等整備事業債ですが、過疎対策事業債への組替えによる皆減となります。

なお、いずれの地方債に関しましても、起債の方法、利率、そして償還の方法については変更ございません。

以上で、議案第 5 2 号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1 1 番（岩佐孝子君）はい、議長。資料の 1 0 ページの 2 款 1 項の 2 0 目、定住促進対策費なんです。移住定住 4, 9 6 0 万円なんです。何件ぐらいを見越しているのか。そして、その下の段の空き家の部分についても、何件ぐらいを見越しての予算なのか、教えてください。いただきたいと思ひます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。お答えいたします。

移住定住支援補助金の増ということで、こちらですが、今後の見込みといたしまして 5 1 件を見込んでおります。今現在におきましても、相談という形で現在まで 2 9 件来ているという状況がありますので、今後につきまして 5 1 件ということで見込んでおります。また、空き家家財道具処分につきましてですが、今後について、8 件の増加ということで見込んでおります。今現状で、7 件ということで来ておりますので、最終的には今年度いっぱい 1 2 件程度来るのではないかとということで、予算を見込んでおります。

以上でございます。

議 長（菊地康彦君）ほかに質疑、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第52号令和6年度山元町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第11．議案第53号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第53号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、総額を17億8,678万3,000円とするものです。

議案書7ページをお開きください。歳出予算のほうからご説明いたします。

5款保険事業費2項保険事業費1目の疾病予防費でございますが、一般会計同様、最低賃金の改定に伴い、行政事務包括業務委託料を16万4,000円増加しております。

次に、6ページの歳入予算についてご説明いたします。

6款繰入金1項繰入金2目一般会計繰入金でございますが、歳出でご説明しました包括業務委託料の財源として16万4,000円を増額しております。

最後に、債務負担行為の補正についてご説明いたします。議案書3ページをお開きください。

特定健康診査事業でございますが、令和7年4月1日から事業に取り組むため、令和6年度内に契約事務を進める必要がありますので、債務負担行為を設定するものです。なお、期間及び限度額については、記載のとおりになります。

以上で、議案第53号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第53号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第12．議案第54号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。議案第54号令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ2,304万4,000円を追加し、総額を15億9,977万6,000円とするものです。

議案書8ページをお開きください。

歳出予算からご説明いたします。

1款総務費3項介護認定費1目介護認定調査費でございますが、最低賃金の改定に伴い、行政包括業務委託料を4万4,000円増額しております。

次に、2款保険給付費1項介護サービス諸費でございますが、2目の施設介護サービス給付費及び3目の居宅介護サービス計画給付費ですが、利用者の増加によりまして年度末までの執行に不足が見込まれるため、合計で1,520万円を増額しております。次に、2項介護予防サービス費等諸費でございますが、1目の介護予防サービス給付費及び3目の介護予防サービス計画給付費ですが、こちらも利用者の増加により年度末までの執行に不足が見込まれることから、合計で570万円を増額しております。

次に、9ページの2款保険給付費4項高額介護サービス費につきましても同様に、給付費に不足が見込まれるため、210万円を増額しております。

次に、3款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費でございますが、介護保険保険者努力支援交付金として194万1,000円が交付決定されましたので、財源を振り替えるものです。次に、2項一般介護予防事業費でございますが、保険者機能強化推進交付金として92万4,000円が交付決定されましたので、財源を振り替えるものです。

次に、6ページをお開きください。

歳入予算について、ご説明いたします。

歳入につきましては、歳出でご説明しました国庫支出金の確定や、介護サービス給付費の補正に伴う国、県、支払基金等からの財源を見込むものが主な内容でございます。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金ですが、歳出で説明しました各種給付費に対する国の負担金として403万1,000円を増額しております。次に、2項国庫補助金1目調整交付金ですが、こちらも給付費に対する国からの交付金として115万円を増額しております。6目の保険者機能強化推進交付金92万4,000円及び7目の介護保険者努力支援交付金194万1,000円については、今年度の交付額の決定が行われたため、計上しているものです。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金及び5款県支出金1項県負担金については、歳出に計上しております給付費の財源として、支払基金及び県のそれぞれの負担割合に応じて計上しております。

7款繰入金1項繰入金1目基金繰入金ですが、歳入歳出の財源調整として介護保険事業基金から242万3,000円を取り崩すものです。なお、当初予算からの基金繰入金の累計が8,796万9,000円となり、補正後の基金残高の見込み額は2億8,890万2,000円になります。次に、2目一般会計繰入金については、各種給付費

や事務費に係る町の負担分として、合計291万9,000円を繰り入れるものです。

最後に債務負担行為の補正について、ご説明いたします。3ページをお開きください。

債務負担行為として、2つの事業を補正しております。いずれも令和7年4月1日から事業に取り組むため、令和6年度内に契約事務を進める必要がありますので、債務負担を設定するものです。

初めに、通所介護サービス事業業務委託に要する経費については、要支援者等に対し生活機能を維持向上させ、生活の質を高めるためのサービスを提供する経費となります。次に、生活支援体制整備事業業務委託に要する経費ですが、高齢者が地域と連携できる支援体制の充実、強化を図る事業を実施するための経費となります。なお、期間、及び限度額については、記載のとおりです。

以上で、議案第54号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。資料の8ページ、2款1項のところの2目18、そして全てなんですけれども、3の居宅介護、その部分、まずその分で、利用者増加ということなんですけど、どんどんと今これから団塊の世代とかも入ってきて、利用者数が多くなってくるとは思うんですが、今回、見込んでいるのは何人ぐらいなのでしょう。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。昨年度、山元町の後期高齢者健康福祉計画と第9期の介護保険事業計画を策定しております。その際、前計画を参照にしながら、利用者の見込みを出しております。見込みにつきましては、それぞれ細かくなってしまうんですけれども、伸びとしますと、高齢化が進んでいる部分を加味した上で見込んではおりますけれども、今回、特に不足が生じた部分につきましては、居宅介護のほうが伸びが大きかったというのも判明しておりますので、利用者の利用形態が少しずつ変わっているのかなというところは分析しております。こういったところを踏まえて、来年度の予算編成に当たりましても、実績動向を踏まえた上で、昨年策定しました事業計画と整合性を図れるように措置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。すみません。何人ぐらいなのかは、分かれば教えていただきたいんですが。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。少々お待ちください。

計画のほうに個々の利用者見込み数は出しているんですけれども、今回、補正している部分の居宅介護サービスの計画給付費、見つけられませんので、後で答えさせていただきたいと思ひます。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第54号令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第13．議案第55号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、議案第55号令和6年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書の1、2ページをお開きください。

収益的支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用1目原水及び上水費の800万円の増額は、山下ポンプ室の深井戸ポンプの故障や、横山ポンプ室の設備故障に伴い、現在自己水源の2か所の施設が運転を停止しており、そのバックアップとして広域水道を供給していることから、受水費の予算不足が見込まれるため、受水費を増額するものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。

1款資本的収入1項企業債1目企業債の1,000万円の増額は、落雷の停電により故障した山下ポンプ室の深井戸ポンプ更新工事に係る企業債を増額するものであります。予算書の最初のページにお戻りください。

第2条令和6年度山元町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出

第1款水道事業費を800万円増額し、総額3億9,677万3,000円とするものであります。

第3条予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,567万円を1億567万円に、当年度分損益勘定留保資金等1億1,124万円を1億124万円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入

第1款資本的収入を1,000万円増額し、総額5,929万6,000円とするものであります。

第4条予算第6条表中の起債の限度額を1,000万円増額し、5,350万円とするものであります。

以上で、議案第55号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 5 5 号令和 6 年度山元町水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第 5 5 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 1 4. 同意第 2 号を議題とします。

本件について、説明を求めます。町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。

同意第 2 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、現在、農業委員会委員に 1 名の欠員が生じており、同委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

委員の任命に関しましては、新たに農業委員会委員として同意を求めるもので、小平区在住の関 博孝氏を提案するものであります。

次ページの略歴書をご覧くださいと思います。

同氏は、みやぎ互理農業協同組合に長年勤務されまして、また、平成 2 1 年 4 月から山元町農政推進委員としてご活躍し、豊富な識見を有しており、地域からの人望も極めて厚い方でございます。なお、任期につきましては、欠員の残任期間となりますことから、任期の日から令和 9 年 1 月 2 8 日となりますので、ご理解の上、ご同意を賜われますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 9 0 番により討論を省略します。

議 長（菊地康彦君）これから同意第 2 号農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。同意第 2 号は同意することに決定しました。

議 長（菊地康彦君）日程第 1 5. 議案第 5 6 号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第 5 6 号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付の国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえ、本町職員の給料月額等の改定を行うため、提案するものであります。

資料No.8、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

条例議案の概要の1の改正内容ですが、1つ目として、給料表の改定を行います。民間給与との格差を解消するため、給料月額を平均で3.0パーセント引き上げます。特に、若年層に重点を置く改定で、初任給は大卒で2万3,800円、高卒で2万1,400円の引上げとなります。そこから改定率を低減させる形の改定となります。定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は各級の改定を踏まえ、所要の引上げ改定となります。

2つ目ですが、期末勤勉手当の改定を行います。現行の年間支給月数4.50月を0.10月分引き上げ、年間4.60月分とするものです。定年前再任用短時間職員及び暫定再任用職員及び任期付職員は0.05月分引き上げとなります。また、令和6年度については12月期に引上げ分の期末勤勉手当を支給することになりますが、令和7年度以降については平準化し、6月期と12月期にそれぞれ0.05月分を支給するよう改正するものです。なお、施行期日は公布の日となりますが、給料表の改定については令和6年4月1日に遡及して適用とし、期末勤勉手当の改定については令和6年12月1日に遡及して適用するものです。また、今回の人事院勧告に地域手当、扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当の見直しも含まれておりますが、改正に係る準則が示されていないこと、また、これらに係る改正の施行日が令和7年4月1日であることから、改めて3月議会に提案したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、期末勤勉手当の平準化につきましては、令和7年4月1日の改定となります。以上で、議案第56号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第56号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第16. 議案第57号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第57号山元町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に準拠し、本条例で定める特別職の期末手当の改定並びに公文書偽造及び偽造公文書行使等の不適切な事務処理に関し職員の管理監督者としての責任を重く受け止め、町長及び副町長の給料月額を減額するため提案するものでございます。

資料No.9、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

条例議案の概要1の改正内容の(1)、第1条及び第3条の改正ですが、期末手当について、現行の年間支給月数3.40月を0.05月分引き上げ、年間3.45月分とするものです。令和6年度については、12月期に引上げ分の期末手当を支給することになりますが、令和7年度以降についてはこれを平準化し、6月期と12月期にそれぞれ0.025月分を支給するよう、改正するものです。

次に、(2)の第2条による改正ですが、町長及び副町長の給料月額の10パーセントを令和7年1月と2月の2月分、合計で20パーセントを減額するものでございます。なお、(1)の施行期日は公布の日となりますが、令和6年12月1日に遡及して適用とするものです。期末手当の支給割合の変更は令和7年4月1日から施行となります。(2)の給料減額の規定は、令和7年1月1日施行となります。

以上で議案第57号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

5番（大和晴美君）はい、議長。ただいまの議案第57号の内容は、人事院勧告に伴う特別職の給与引上げと職員の不祥事に伴う特別職の給与の減額という相反する内容を一括提案されていますが、そうしたことの理由を確認したいと思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。一括しての提案の理由というご質問でございますが、まず、同じ条例の改正と提案日が同じということで、1本にまとめることが通常の提案の仕方と考えましたので、1本での提案となったものでございます。

5番（大和晴美君）はい、議長。もう1点なんですけれども、管理職に対する停職6か月という重い懲戒及び分限処分に伴った特別職の管理監督責任としての処分の重さということで、その妥当性はどのように判断されたのかお伺いいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今回の減額の期間、あと、割合については、過去の山元町の特別職の同じような減額の改正の履歴を確認したことと、近隣自治体でも同じような特別職の減額しているかどうかの確認を行って、まず、似たような例としては町内であればちょうど1年前に同じように特別職の減額を提案したことがあります。同じ公文書の偽造ということで、そのときには教育長を含めての提案でございましたが、今回は町長部局での管理職の公文書偽造ということで、その分だけを特化した2か月分ということと、あと、管理職の停職が半年ということもありまして、この辺も顧問弁護士に確認いたしましたところ、同じ停職が1年前も6か月でありましたが、社会的に与える影響としましては、1年前の公文書偽造、こちらは県からの通知ということと、相手が一般町民の方であったということを見ると、同じ停職6か月ではありますが、社会的影響については1年前のほうが重いということで、1年前の町長、副町長の減額、このときは3か月のうち2か月が町長事務部局の減額分としておりましたが、これを超えること

はないのかなと考えまして、今回に限っては2か月という判断をしたところでございます。

議長（菊地康彦君） そのほか、ございませんか。

9番（岩佐秀一君） はい、議長。今の質問と同じなんですけれども、2項の金額の基準なんですけれども、減額の基準とは町の一定の基準か何か、評価書みたいなものあるのでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君） はい、議長。一定の基準というものがあるのかどうかという質問だったと思いますが、特に内規のようなものは定めておりませんが、過去に特別職の減額をしているのが履歴がありますので、そちらを参考に、主に10パーセントの数か月ということが多かったので、今回も基準としましては10パーセントを基本として、月数で整合性を取ったという内容でございます。

9番（岩佐秀一君） はい、議長。そうしますと、単純に言えば、基準がないのは過去の事例と他自治体との評価をすり合わせて、大体評価するということなんでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君） はい、議長。そのとおりでございます。

議長（菊地康彦君） そのほか、ございますか。

10番（齋藤俊夫君） はい、議長。先ほど同僚議員から今回相反する内容を一括提案されているということなんですけど、確かに説明の中では一見合理的な提案にも思えないことはないんですけども、人勸に伴うものと処分に伴うものを、たまたま一緒というそこは分かります、一緒というのは、ただ、内容に照らし合わせた場合、それはいかがなものでしょうかというそういう違和感をすごく覚えるんです。もう一度、改めてその辺の認識をお伺いいたします。

総務課長（大橋邦夫君） はい、議長。改めてということですので、先ほどの回答の繰返しになりますが、まず、提案する条例が山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例という同一のものであること、提案日が、たまたま今回、人事院勧告が11月29日ということで例年よりちょっと遅かったということで、追加議案になってしまったというのが大きな要因でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

10番（齋藤俊夫君） はい、議長。ただいまの答えは事務を処理する立場からすると分からないことはないんですけども、そこはもう少し分けて、もう少しデリカシーを持って私はやるべきではないのかなと指摘しておきます。

それから、同じく同僚議員から先ほど6か月という重い処分を受けた、それについての特別職の見合いをどうあれするかは、これまでの事例、あるいは弁護士さんとの相談ということもあるんですけども、そうなのかなという思いもするんですけども、管理職が6か月で、その間、この前確認したように、給料ゼロ、ボーナスもなしですね。後ほどその部分については再度触れますけれども、そういう状況の中でその責任を考えた場合の10パーセント2か月というのは、なかなかバランスという点から勘案したときに、なかなかなるほどなというすとんと落ちるものがないんです。非常に胸につかえるものがあります。その辺、いかがでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君） はい、議長。まず、前段の提案の仕方については、基本的にはこのような事案がないのが一番ですので、もしあった場合については、今の齋藤議員の意見を参考に検討していきたいと思っております。もう一つ、特別職の減額が10パーセント2か月につ

いては、管理職が停職6か月、給料もボーナスも出ないのということですが、先ほど近隣自治体の例を参考にと申しあげましたが、山元町と同じように懲戒処分があったときに10パーセント1か月2か月というのは、近隣自治体で確認できました。あと、同じような、タイミング的な時期が似ていたんですけれども、同じように文書偽造ということで懲戒処分、停職6か月という自治体がありましたが、そちらの自治体は特別職の減額はなしということも確認しておりました。ですので、参考とするのは山元町の過去の減額の規定ということで、過去の今までの履歴を確認して、先ほど申しあげたとおり、給料の減額については10パーセント2か月が妥当かなと。近隣自治体に与える影響も大きいのかなと考えまして、そのような判断をしたところでございます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまの総務課長の答弁の中で、類似案件、他の自治体ということなんですけれども、そこでも同じように懲戒のほかに分限が合わせての事例なんですか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。分限処分の有無については、さきの一般質問の中でもあったとおり、分限処分は公表していなかったもので、その辺の確認は取れておりません。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。そういうことになると、なかなかそうですねとは理解しがたいですよ。そういうことを指摘を申しあげて、次は先ほどの重い処分との特別職の減額のバランスの話したんですけれども、同じように、今回の提案された内容、この参考資料等にも記載されている施行期日の関係なんですけれども、具体的な減額率を10パーセント、その期間を来月1日から2月末日の2か月間ということなんですけれども、ご案内のとおり、処分を受けた当該処分中の処分期間というのは10月31日からですか。その処分日から6か月間ですよ。当然、給料のほかに12月のボーナスは支給されないということなんですけれども、そういう場合、管理監督責任を負う特別職のボーナスが支給されるというのは町民感情からすると、これまたしっかりしないという声も実はあります。せめて、減額する期間というのは当該管理職とのバランスも考慮すべきのかなということも言われていますので、私はあえてこの場でのその辺の基本的な取扱、考え方というのを確認をしておきたいなと思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいまの質問で、管理職についてはボーナスも出ていないのに特別職はカットされないのかということですが、先ほど来、説明いたしました、過去の山元町の減額の履歴と、近隣自治体のこういった管理監督責任の給料の減額の内容を確認しましたところ、期末手当まで受けているところは皆無でしたので、給料だけの減額が妥当かと考えるところでございます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。次は改正内容の（2）の2条による改正の関係で、冒頭、同僚議員が指摘しましたし、私も先ほどあえて申しあげました。相反する2つの内容が含まれているんですけれども、その中で、特別職の給料月額減額の提案理由については、先ほど総務課長も3つの案件を含めたというような主旨の答弁もございました。現に、この提案理由を改めて確認しますと、3つの事例のうち、公文書偽造及び偽造公文書行使ということで、代表的事例2つまで挙げています。課長はそのほかに3つと言ったのは、多分、公務員規定に抵触するということを含めて3つですよ。そうですね。そういうことなんですけれども、とうに含まれていないのはそういうことで、公務員規定も含めて3つ、それから公表云々かんぬんの部分はあるけれども、併せて処分した分限処分も町としては当然そこも意識されてということだと思っただけなんですけれども、提案理由に見られ

るように、あくまでも限定的な提案理由ですよ、そうですね。そういうことを確認します。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。提案理由についてのご質問でしたが、確かに今回の職員の不祥事に関する説明の際に、今回の57号の提案理由の公文書偽造及び偽造公文書行使のほかに、財務規則違反と公印規定の違反という3つを列記しておりました。今回の提案理由には公文書偽造及び偽造公文書行使等ということで、申しわけないんですけれども、等の中に財務規則と公印規定の違反というものを含めたということで、すみませんが、私たちはこの提案理由にしたところがございますので、列挙したのは公文書偽造と偽造公文書行使ですが、中身については等を含めたということで解釈いただければと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。確認させていただいたように、あくまでも懲戒なり分限に関わる提案理由ですよ。そのことを確認した上で、条例全体なんですけれども、一昨日、10日の私の一般質問に対する答弁で、そこを改めて確認させていただきますけれども、町長就任後に事務処理が相次いで発覚していることに対する謝罪を述べられた上で、については本事案の任命責任も含めたけじめとして関係条例を追加提案すると明確に述べられております。しかし、前段指摘したように、9日に今回の57号、具体的追加提案されたわけなんですけれども、57号の2条の改正の提案理由は、先ほど来から確認しているように、極めて限定されたものとしか理解できません。そういう意味では、大変申しわけございませんけれども、これは言行不一致ですよ。一般質問での答弁と提案された理由、これは整合性が全く取れておりません。ですから、結論的に言いますと、残念でございますけれども、これは審議するには及ばない。速やかに取り下げるべきだと思います。いかがですか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。先ほどの説明の中で、公文書偽造及び偽造公文書行使等の中に財務規則違反、公印規定違反とそのほかの2つの不適切な事務処理も含まれるという回答をさせていただいたところですが、この提案理由のこの等の中には任命責任も含めたものと我々は受け取っての提案でございますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私が申し上げているのは、任命責任も含めたというそれは分かります。一般質問でもるる指摘していますよね。積もり積もったというか、相次ぐ部分がいっぱいありますよね。それを指摘した上で、町長は簡潔明瞭に先ほどご紹介したような答弁をされているわけですから、全然整合性が取れていません。あくまでも、今回の提案は任命責任にはという表現ありますから、課長が今言われたように、そこまでは分かります。それ以外のもろもろのものは一切勘案されていない。加味されていないということでございます。速やかに取下げやるべきだと思います。

議長（菊地康彦君）静粛に願います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。議案第57号の提案理由で、先ほど来説明しておりますが、代表的なものを記載して、そのほかのものを等で表したという認識を持っておりましたので、この公文書偽造及び偽造公文書行使等の等には財務規則違反であったり公印規定違反、あと、管理監督者の任命責任、あと、齋藤議員おっしゃるように橋元町長就任以来の、過去にも減額の提案を申し上げてきたところがございますが、それらも含めてこれらの一連のものの責任ということで等と、分かりやすいように頭に公文書偽造という

言葉を置いたものでございますので、その辺はご理解いただけるかと考えております。よろしく願いいたします。

議長（菊地康彦君）この際、1時間以上過ぎましたので暫時休憩といたします。再開は14時30分であります。

午後2時18分 休 憩

午後2時30分 再 開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）その他、質疑ありますでしょうか、その他の方。なければ、齋藤議員。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど、総務課長から私の質疑に対する答弁がございましたが、無理があるのではないですか。物事、何でも常識的に考えるべきです。非常に大事なポイントです。等に全部含めるんですか。十把一からげですか。少なくとも私の一般質問で町長自ら、先ほど紹介したように答えられているわけですから、それをちゃんと受けて、整合性のある提案をすべきですよ。私は一定の提案の理由、要因というのは総務課長が言うような部分は、それは分かります。大事なことでしょう。就任後という部分も含めたというこの等で終わるのではなく、それに及びとか並びにとか普通提案理由ほかのものいっぱいあるときそうではないですか。それを含めて全体としてのけじめでございませうというのをはつきり等ですか。相反する提案の内容もそうだし、大事なポイントも等に含まれませんよね。先ほど来から言っているように、これ以上担当課長言ってもあれだから私はある程度お話しすることはお話ししましたので、これは仕切り直しすべきだと思うんですが、町長の改めてのこれまでの質疑のやりとりを含めて、お願いしたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これまでも答弁でお答えいたしましたとおり、その都度、細かい事務処理なり何なりあったときに、それぞれけじめはつけてきたつもりでありますので、先ほど、総務課長から説明がありましたとおりでありますので、それ以上のことは私から申し上げることはない。

議長（菊地康彦君）そのほか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。非常につれない答弁でございますけれども、答弁の内容をもう一度、執行部として確認してください。責任あるこの言動を示していただかないと、何か理由にならない答弁になっていきますけれども、私は一般質問での答弁に対する町長の認識、説明、これと今回の提案は全然整合性が取れていないと思いますので、ぜひ、取り下げる方向でのご認識をお伺いしたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほど来言っておりますとおり、これまでの我が町のいろいろ前例や何かも全ていろいろと調べた上で、今回の私としてのけじめということでこのような提案をしておりますので、これを取り下げるということは現状では考えてはおりませぬ。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、私言っているように、そういう思いと、町長、ご自身のそういう思いは分からないわけではないです。しかし、今回の議案の提案理由の中にもそこをしっかりと明記されていないから、私、言っているんです。これでは整合性が

取れていないでしょう。我々必要なのは、まさにその整合性と言行一致です。こちらではこう言っていて、こちらでは何か中途半端な内容で、この内容でこれまでがどうの、他の自治体がどうのというそういう展開になっているわけです。それだととても理解できないです、これは。誰が聞いても。再度、お願いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。同じことを言っているだけだと思うんですけども、先ほど来言っているように、過去の事例ですから。そういうことも全てこちらでは前例、そういうのを調べた上で、自分なりに現状に合った自分に対するけじめということで、このような提案をさせていただいておりますので、そこはご理解いただかないと困るかなと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。何か、文章の持つ意味合いといいますか、日本語の持つ意味合いというのを理解されない答弁でないでしょうか。私言っているのは、提案理由の中にそれらしいこと何も載っていませんよねということを行っているんです。私、それ以上のこと言っていない。過去がどうのこうのではなく、就任後とそういうことを含めた提案でございますというのだったら、それは一般答弁と一般質問での答弁と整合性取れます。取れていないから言っているんです。何で、こういうこれでは片手落ちでしょうということです。あくまでも総務課長から確認しているように、今回の管理職の不祥事に伴う懲戒分限、それだけです。就任後の云々かんぬんというのは一切含まれていませんので、これは審議するには及ばないということを最後に再度指摘して終わります。

議長（菊地康彦君）その他、質疑はなしということでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで質疑は終わります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

5番大和晴美君。まず、では本件に反対者の発言を許すということを順番になりますので、反対討論でよろしいのでしょうか。登壇願います。

5番（大和晴美君）はい、議長。私は議案第57号に反対の立場から討論をいたします。

提案されている議案第57号山元町特別職の職員で常勤するものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、次の観点から原案に反対いたします。

先ほどの質疑に対する答弁では、管理職に対する重い懲戒及び分限処分に似合った特別職の責任となっているようには思えませんでした。加えて、人事院勧告に伴う給与の引上げと懲戒処分に伴う給与の減額という相反する内容が一括提案されていることに違和感を感じることです。以上です。

議長（菊地康彦君）次に、本件に賛成者の発言を許します。ございますか。11番岩佐孝子君、登壇願います。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。議案第57号山元町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論いたします。

先ほど来、何度となく度重なる不祥事としている。しかし、この不祥事については現執行体制で発生したものだけではなく、前執行体制からの負の部分も重なって、私はいえると思います。そしてまた、現執行部になってからは、その都度、対応、そして対処してきております。先ほど来、説明があったように、過去の事例、これは現執行になってからだけではありません。私はそのように受け止めております。過去10数年来、そし

て今起きているもの、そのことの発生源を見たならば、現執行部だけでしょうか。そして、過去の事例、隣接市町村との調和ということ、事例を勘案した場合、私は今提案されているもので賛成でございます。以上、原案に賛成するものとして発言させていただきました。

議長（菊地康彦君）次に、本件に反対者の発言を許します。10番齋藤俊夫君、登壇願います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私は原案に反対の立場から討論をいたします。

提案されている議案第57号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に関しては、まずもって、人事院勧告に伴う特別職の給与の引上げと職員の不祥事に伴う特別職の給料の減額という相反する内容を一緒にし、一括提案していることに違和感を覚えます。また、先ほど確認しましたように、第2条による改正の提案理由は、当該管理職による公文書偽造及び偽造公文書行使等の不適切な事務処理に関する懲戒及び分限処分に伴い、その管理監督責任として特別職の給料月額を減額するとあくまで限定的なものになっております。そうしたことを勘案すれば、先ほどの質疑に対する答弁や一昨日の一般質問に対する答弁に関係なく、特別職の給料月額と減額する期間については管理職の懲戒処分等と相次ぐ不祥事を含めた管理監督責任としてふさわしいものになっているとは到底思えないことであります。そして、何よりも一般質問での答弁、そして追加議案の提案、その内容はまさに言行不一致でございます。全く整合性の取れていないそうしたざさんな議案は到底審議には及びません。失態に失態を重ねている議案は速やかに取り下げるべきであります。よって、原案には反対するものであります。

議長（菊地康彦君）次に、本件に賛成者の発言を許します。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。という発言、情けないと思うんですが、私は原案に賛成する立場から討論に参加します。

執行部の提案理由、そして先ほど来の質疑に対して、私は何らというとうまくない。そんなに問題があるとは受け止められません。今回、提案されているのはまさに人事案の案件、皆さんのためになる案件でありますし、それから、この間、もろもろの場面で説明をしてまいりました、執行部は。町長自らですから、その内容について、あるいはその対応について、その結果、今日の結果になっていると思うんです。それは努力というか、やるべきことはやってきた。そういう提案内容であると私は受け止めております。それから、併せて言いますと、この場面で分限の中身まで探るような、分かるようなそういうことをこういう場で言って、果たしていいものか。もし、そういうところに問題があるとするならば、違う場面でやる必要があるのではないかということも併せて確認したいと思います。以上、もろもろありましたが、私はこの提案されている内容に大きな問題はないということで、速やかに解決したい、対応したいということから賛成する立場での討論でした。

議長（菊地康彦君）次に、本件に反対者の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）では、次に本件に賛成者の発言を許します。2番高橋眞理子君、登壇願います。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。2番高橋眞理子でございます。私は、今回の議案第57号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に賛

成の立場から討論発言させていただきます。

先ほど来、執行部と齋藤議員とのやりとりを何度も聞きまして、あるいは、一般質問でも齋藤議員の一般質問されたときの町長、あるいは執行部とのやりとりを何度も聞かされてまいりました。それで、私は何ら今回のこの議案に対しては反対するところがあるところ、これはこれっぽっちも見られません。それは、何度も執行部、あるいは町長も、あるいは総務課長もおっしゃっておりますけれども、私が一番響いておりますのは、過去の事例ということも何度もおっしゃっています。それと、隣接自治体というもの、これは私は大きく参考にされたということにおいては評価いたします。そして、何よりも過去の事例というものを何度も申し上げているわけです。申し上げている、おっしゃっているわけです。そういうことにおいたらびんとくる方はびんとくると思います。それにおいて、そういうことも聞いた上で、私はまだ議員になって間もないというかまだ1期目プラス2期目です。浅いです。けれども、それで私はびんときます。そういったことに対して、賛成の立場に置かせていただきます。反対する理由は何もございません。よろしく願い申し上げます。皆さんもぜひその辺はきちっと胸に手を当てて考えてみてください。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）次に、本件に賛成の方はおりますか。12番伊藤貞悦君、登壇願います。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。12番伊藤貞悦です。ただいま審議をしております議案第57号山元町特別職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、原案賛成の立場から討論させていただきます。

反対されておる方々のご意見も、私は吟味して話をするつもりでおります。確かに、勧告の給料アップのことと、それから分限、町長、副町長の給料減額を一緒に論ずるということは、条例制定、それからこういう議案の出し方に多少の問題がないわけではないと感じてはおりますが、これに至るまでの各種の経過の説明や、執行部の説明でやむを得ないのかなということも十分、私はではなかろうかという判断をしております。確かに、これまで討論や質疑をしてきた中には、そういうこともあります。百歩譲って、これは通して次の段階に入るべきということを感じております。そのような観点から、今後このようなことについての進め方には十分配慮なされることと思いますので、今回、提案されているこの件については私は原案のとおり執行して、進めていっていただきたいと思っておりますし、それが妥当であろうという考えでおります。

以上です。

議長（菊地康彦君）続きまして、本件に賛成の方の発言を許します。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）では、これで討論を終わります。

議長（菊地康彦君）これから議案第57号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（菊地康彦君）結構です。

起立多数でありますので、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第17．議案第58号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第58号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に準拠した町の特別職の期末手当支給月数と、議会議員の期末手当支給月数の整合性を図るべく、所要の改正を行うため、提案するものであります。

資料No.10、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1の改正内容ですが、期末手当について現行の年間支給月数3．40月を0．05月分引き上げ、年間3．45月分とするものです。

令和6年度については、12月期に引上げ分の期末手当を支給することになりますが、令和7年度以降については平準化し、6月期と12月期にそれぞれ0．025月分を支給するよう、改正するものです。なお、施行期日は公布の日となりますが、令和6年12月1日に遡及して適用とするものです。

以上で、議案第58号の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第58号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第18．議案第59号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、議案第59号令和6年度山元町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

まず、補正の規模であります。歳入歳出それぞれ4,113万9,000円を増額し、総額を86億1,466万円とするものであります。

補正の内容であります。議案第56号から58号でご説明しました人事院勧告に伴う職員給与などの改正に合わせ、特別職や議会議員の手当について増額するものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。7ページをお開き願います。

1 款議会費から 8 款土木費及び 10 款教育費におきまして、報酬や給料、手当などの人件費を計上しております。議会議員、特別職、任期付職員や会計年度任用職員を含む一般職の人件費となります。また、9 ページの 3 款民生費 1 項社会福祉費に計上しております国民健康保険事業特別会計繰出金 102 万 3,000 円及び介護保険事業特別会計繰出金 145 万 8,000 円ですが、いずれも職員人件費に係る繰出金となります。

なお、科目ごとの詳細につきましては説明を省略いたしますことをご了承願います。次に、歳入予算についてご説明いたします。6 ページにお戻りをお願いいたします。

19 款繰入金 2 項基金繰入金ですが、歳入歳出の財源調整として財政調整基金から 4,113 万 9,000 円を取り崩すものです。この結果、今回の補正による取崩額の累計は 8 億 9,466 万 4,000 円となります。

以上で、議案第 59 号の説明を終わります。よろしくご承知申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。―― 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第 59 号令和 6 年度山元町一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第 19、議案第 60 号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。議案第 60 号令和 6 年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明いたします。

初めに、補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ 102 万 3,000 円を追加し、総額を 17 億 8,780 万 6,000 円とするものです。

それでは、歳出予算から説明いたします。6 ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費でございますが、一般会計同様、人事院勧告に準拠した職員の給料や手当、共済費を増額するもので、合計 102 万 3,000 円を計上しております。

次に、5 ページの歳入予算について、ご説明いたします。

6 款繰入金 1 項繰入金ですが、歳出に伴う財源として一般会計から 102 万 3,000 円を繰り入れるものです。

以上で、議案第 60 号の説明を終わります。よろしくご承知申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第60号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第20. 議案第61号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。議案第61号令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

初めに、補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ218万8,000円を追加し、総額を16億196万4,000円とするものです。

議案書7ページをお開きください。

歳出予算からご説明いたします。

1款の総務費から3款の地域支援事業費まで、一般会計同様、人事院勧告に準拠した職員の給料や手当、共済費等を増額するもので、合計218万8,000円を計上しております。

次に、歳入予算について、ご説明いたします。5ページをお開きください。

3款の国庫支出金から5款の県支出金までは、歳出に関わる財源として国支払基金及び県からそれぞれの負担割合に応じて交付されるもので、合計額は53万2,000円となります。

6ページをご覧ください。

7款繰入金1項繰入金のうち、1目の基金繰入金ですが、歳入歳出の財源調整として介護保険事業基金から19万8,000円を取り崩すものです。なお、当初予算からの基金繰入金の累計が8,816万7,000円となり、補正後の基金残高の見込み額は2億8,850万6,000円になります。

次に、2目一般会計繰入金ですが、町の負担分として145万8,000円を一般会計から繰り入れるものです。

以上で、議案第61号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第61号令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第21．議案第62号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、議案第62号令和6年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書の1、2ページをお開きください。

収益的支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用4目総係費の68万4,000円の増額は、人事院勧告に伴う給料等の人件費の補正となっており、説明欄に記載のとおりであります。

次に、資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の57万円の増額は、収益的支出同様に、人事院勧告にともなう給料等の人件費の補正となっており、説明欄に記載のとおりであります。

予算書の最初のページにお戻りください。

第2条令和6年度山元町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出

第1款水道事業費を68万4,000円増額し、総額3億9,745万7,000円とするものであります。

第3条予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億567万円を1億624万円に、当年度分損益勘定留保資金等1億124万円を1億181万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出

第1款資本的支出を57万円増額し、総額1億6,553万6,000円とするものであります。

第4条予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

以上で、議案第62号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第62号令和6年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第22. 議案第63号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、議案第63号令和6年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書の1、2ページをお開きください。

収益的支出について、申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用4目総係費の50万2,000円の増額は、人事院勧告に伴う給料等の人件費の補正となっており、説明欄に記載のとおりであります。

予算書の最初のページにお戻りください。

第2条令和6年度山元町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

支出

第1款下水道事業費を50万2,000円増額し、総額4億9,831万3,000円とするものであります。

第3条予算第9条に定めた職員給与費を、記載のとおり改めるものであります。

以上で、議案第63号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第63号令和6年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第23．委発第3号を議題とします。

本件について、説明を求めます。議会運営委員会委員長齋藤俊夫君、登壇願います。議会運営委員会委員長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、委発第3号山元町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、別紙のとおり、山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由でございます。議会における効率的な議会運営や議会活性化のため、タブレット端末を導入し、活用を図ることから、議場内等へのタブレット端末持込みを可能とする仕組みを整えるとともに、議場へ入る際の携帯品の一部を改める必要があるため、提案するものであります。なお、詳細については別紙議案等をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長 菊地康彦殿

令和6年12月12日

提出者 議会運営委員会委員長 齋藤俊夫

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから委発第3号山元町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。委発第3号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第24．委発第4号を議題とします。

本件について、説明を求めます。議会運営委員会委員長齋藤俊夫君、登壇願います。議会運営委員会委員長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、委発第4号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、別紙のとおり、山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由です。議会におけるタブレット端末の導入に伴い、大規模災害発生時等において、委員会等のオンライン会議の開催を可能とするため、開会の特例を追加し、提案するものであります。なお、詳細については、別紙議案等をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長 菊地康彦殿

令和6年12月12日

提出者 議会運営委員会委員長 齋藤俊夫

前段の規則のほうの、先ほど議長に提出した日にちを12月12日と申しあげましたけれども、文書自体は12月11日ということで、改めて前段の規則の関係についても12月11日ということで、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから委発第4号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。委発第4号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第25. 議案第46号を議題とします。

本件は12月5日の本会議において、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、産建教育常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。産建教育常任委員会委員長大和晴美君、登壇願ひます。

産建教育常任委員会委員長（大和晴美君）はい、議長。本委員会は、令和6年12月5日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案第46号山元町学校教育基金条例

審査の結果、可決すべきものでございます。

令和6年12月11日

山元町議会議長 菊地康彦殿

産建教育常任委員会委員長 大和晴美

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第46号山元町学校教育基金条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員会の委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第26. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（菊地康彦君）日程第27. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

議長（菊地康彦君）お諮りします。ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときはその取扱を議長に一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。変更を要するときの取扱は議長一任とすることに決定しました。

議長（菊地康彦君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

議長（菊地康彦君）会議を閉じます。

令和6年第4回山元町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時21分 閉会
